

# 愛媛県立中央病院整備運営事業 実施方針（修正版）に関する質問回答

平成19年1月4日から1月19日までに受付けた、「愛媛県立中央病院整備運営事業 実施方針（修正版）」に関する質問への回答を整理して記述してあります。なお、回答は現時点での考え方を示したものです。

No	ページ	章	項	項目 ( )	番号○	項目 (カタカナ)	その他	質 問	回 答
001	002	第1	1	(7)	②	ウ	—	「デイサージャリー(日帰り手術)の体制を整備する」とありますが、対象とする手術の種類、一日当たりの予定件数等の想定がございましたらご教示ください。	日帰りあるいは1泊2日程度の手術が年間1,000件程度と想定しており、腫瘍・腫瘍摘出術や水晶体手術などが多いものと考えます。
002	002	第1	1	(7)	②	エ	—	「個室的多床室の採用」とありますが、「個室的多床室」の定義(例えば、どのベッドにも窓が確保されている、など)はどのようにお考えでしょうか？	各ベッドが個別の空間を持てるような構造を想定しています。個別の窓については必須ではありません。医療機能上や清掃等維持メンテナンスなど、効率的かつ経済的に考慮された提案を期待しています。
003	002	第1	1	(7)	②	エ	—	4床室はすべて「個室的多床室」とする必要があるのでしょうか？それとも急性期病院のあり方を検討する上で、「個室的多床室」よりも優先すべき事項(効率的な看護体制等)があると考えられる場合には「個室的多床室」とはならなくてもよいのでしょうか？	4床室はすべて「個室的多床室」にする必要があります。(関連質問No.002参照)
004	002	第1	1	(7)	②	オ	—	平成18年7月21日付の質問回答No.15で、屋上ヘリポートについては、「現時点では場外離着陸施設を想定している」とのことでしたが、変更はないでしょうか。	場外離着陸場を想定しています。施設整備業務に関する要求水準書(案)を御覧ください。
005	003	第1	1	(7)	⑤	—	※1	4号館の施設整備は、本事業の対象外とありますが、仮に維持管理・運営期間中において、設計に基づく不具合が発生した場合、不具合の修正費、若しくは不具合解消に伴い発生する追加維持管理業務に対する対価は、サービス対価とは別に頂戴できるという理解で宜しいでしょうか。	明らかに本事業の範囲外となる4号館の設計に基づく不具合により、事業者の実施する維持管理費に追加の費用が発生する場合には、当該費用は合理的な範囲内において、別途県が負担するものと考えています。
006	003	第1	1	(7)	⑤	—	※1	3号館改修までの本院仮使用期間(6ヶ月)は維持管理・運営期間とラップすると考えられますが、本院仮使用中における本院の維持管理・運営業務はPFIの事業範囲となるという理解でよろしいでしょうか。また、本院仮使用期間中において、本院の火災保険は県にて付保されているという理解でよろしいでしょうか。	本院仮使用期間中における、本院の維持管理・運営業務は、本事業の範囲内となります。なお、当該仮使用期間中における本院の火災保険は、県の共済にて対応することを予定しています。
007	003	第1	1	(7)	⑤	—	※2	「維持管理・運営期間中における院内保育所の運営業務は、本事業の対象外とする。」とありますが、院内保育所の維持管理業務は本事業の対象という理解でよろしいでしょうか。また、その場合の業務範囲は他の施設と同様に清掃業務、施設メンテナンス業務、警備業務という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、院内保育所の維持管理業務は本事業の範囲内となります。具体的業務範囲に関しても、ご理解のとおりです。なお、什器・備品の管理を含め院内保育所の運営は本事業の範囲外となります。
008	003	第1	1	(7)	⑤	—	※2	院内保育所の運営者は、愛媛県様にて選定されるという理解でよろしいでしょうか。また、院内の運営者は、維持管理業務も行い、事業者は一切関与しないのでしょうか。	ご理解のとおり、院内保育所の運営者は、県にて選定します。なお、維持管理業務の取扱については、質問No.007をご参照ください。
009	003	第1	1	(7)	⑤	—	建築概要	建築概要において、2号館の解体は1階より上部のみと考えてよろしいでしょうか。地下部分の躯体はドライエリアの周辺土留め壁、BF階へのサービス動線としての出入りロスロープ部分もそのまま利用と考えればよろしいでしょうか。	2号館の地下部分については、施設整備業務(4)附帯施設のP2に想定内容を記載しています。なお、これについても県が想定している一つの案であり、より効率的な活用についての提案を期待します。

No	ページ	章	項	項目 ( )	番号○	項目 (カタカナ)	その他	質 問	回 答
010	003	第1	1	(7)	⑤	—	建築概要	同建築概要において、3号館BFは、地下連絡通路の工事に関与する部分で発生する一部改修を除いて改修対象部分からはずれているとの解釈でよろしいでしょうか。	1号館と3号館の連絡通路を地下に設ける場合にはご理解のとおりですが、その場合にも、2号館解体に伴うインフララインを確保する必要があります。なお、地下での連絡通路は県が想定している1つの案であり、拘束するものではありません。1号館—3号館の連絡通路については効率的な動線計画をご検討頂き、より優れたご提案を期待します。
011	003	第1	1	(7)	⑤	—	建築概要	現況の1号館、2号館、3号館の竣工図を早い時期に公表いただけませんか。参加する事業者の公平性を保つ上でお願いしたいのですが、如何でしょうか。	入札公告までに行ける限り早く公表いたします。
012	003	第1	1	(8)	②	—	※	整備業務に伴う機器等の移行・引越し業務は本事業の範囲外とありますが、機器等の据付・調整等業務も愛媛県様側にて行って頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	基本的にご理解のとおりですが、事業者においても必要な協力は行って頂くことを考えています。
013	003	第1	1	(8)	②	—	—	機器等の移行・引越し業務は本事業の対象外となっていますが、患者さんの移送も本事業の対象外と考えてよいでしょうか。	基本的にご理解のとおりですが、事業者においても必要な協力は行っていただくことを考えています。
014	003	第1	1	(8)	③	ア	—	医療機器調達は初期調達分のみが事業者側業務となり、運営期間中の更新及び新規購入については県側業務という解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
015	004	第1	1	(8)	④	—	—	運営業務から検体検査業務を削除された理由をご教示下さい。	平成18年度診療報酬改定、プランチラボ方式の市場動向等、多角的な視点で検討を行った結果、現時点で事業範囲として含めることは妥当ではないと判断しました。
016	004	第1	1	(10)	—	—	—	地元企業の育成や地域経済の振興に配慮することが期待されるとありますが、どの程度の配慮を想定されておられるのでしょうか。	事業者の提案としますが、例えば地元企業による本事業への参画や地元住民の雇用等が考えられます。
017	004	第1	1	(10)	—	—	—	地域経済の範囲としては、愛媛県を指すものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
018	004	第1	1	(10)	—	—	地域経済の振興	地域経済の振興において、県産品の利用促進も有効と考えればよろしいでしょうか。	有効と考えます。
019	004	第1	1	(10)	—	—	—	「地元企業の育成や地域経済の振興に配慮」とありますが、ここで言う「地元」と「地域」の違い、又は地理的範囲についてご教示下さい。	地理的範囲として、愛媛県内を想定しています。(関連質問No.017参照)
020	004	第1	1	(11)	—	—	資金調達	事業者側に求められる資金調達の割合はどの程度とお考えでしょうか。	現時点では、30億円程度を想定していますが、最終確定した内容は入札公告においてお示しします。
021	004	第1	1	(12)	—	—	—	運営業務の事業期間は、1号館の供用開始予定である平成25年2月から平成45年3月31日までという理解で宜しいでしょうか。	現在、維持管理及び運営業務の開始時期について、立体駐車場(1)の管理運営を含め、再整理を行っており、詳細は入札公告までにお示しします。なお、今後のスケジュールが最低3ヶ月程度遅れる見込みであり、平成19年2月21日付けで、県のHP上でお知らせしておりますのでご覧ください。
022	004	第1	1	(12)	—	—	—	仮設プレハブ研修棟(平成21年1月～平成25年5月)の維持管理・運営はPFI事業範囲に含まれるのでしょうか。また、含まれる場合はその期間についてもご教示願います。	(質問No.021参照)

No	ページ	章	項	項目 ( )	番号○	項目 (カタカナ)	その他	質 問	回 答
023	004	第1	1	(12)	—	—	—	維持管理・運営期間は1号館の供用開始予定である平成25年2月から平成45年3月31日までとする。と記載されていますが、平成25年2月までの維持管理業務は、愛媛県の仕様において毎年入札が行われるのですか。	(質問No.021参照)
024	005	第1	1	(13)	—	—	—	整備工程が公表されましたが、12月25日開催の現場説明会では、工程はあくまで参考であり、1号館供用開始及び全面供与開始が工程を遵守すれば、事業者の提案を受け付けると理解しましたが宜しいでしょうか。	無理がなく、確実に履行できる工程計画である限りにおいて、ご理解のとおりです。
025	005	第1	1	(13)	—	—	—	今後、新たに県から建替え手順のイメージが示されることはない(建替え手順に何らかの制約が追加されたり逆に何らかの緩和措置が出されたりといった条件変更等はない)、との理解でよろしいでしょうか。	現時点ではご理解のとおりです。 なお、今後公表していく参考資料の一つとして、設備関係のステップ図もお示しする予定です。
026	005	第1	1	(13)	—	—	—	仮設プレハブ研修棟の維持管理業務はPFIの事業範囲外である、との理解でよろしいでしょうか。	(質問No.022参照)
027	005	第1	1	(13)	—	—	—	前面道路工事の概要をお示しください。当該工事はPFI事業範囲外とのことですが、PFI事業にどのような影響が生じるのか(あるいは影響はないのか)、あわせてお示しください。	健康増進センター解体後に、病院敷地西側の市道千舟町古川線において、北進車両が病院へ進入するための右折レーンを設ける計画であり、現在、道路管理者と協議を進めています。同工事は、工事期間中の交通渋滞の緩和にも寄与するものであり、また、右折レーン工事の用地として、健康増進センター跡地の一部を使用する予定です。PFI事業の工程計画の作成に留意が必要です。
028	005	第1	1	(13)	—	—	—	前面道路工事中に立体駐車場(1)新設工事を並行して行っては行けないのでしょうか。	前面道路工事の支障にならず、かつ、病院機能の維持が図られ、病院利用者の安全性が確保される限りにおいて、ご提案の工程で行うことは可能です。 (関連質問No.027参照)
029	005	第1	1	(13)	—	—	—	1号館新設の工事期間エンドが平成25年1月で同供用開始が平成25年2月、3号館改修の工事期間エンドが平成25年8月で3号館供用開始が平成25年9月をそれぞれ予定されておりますが、開院準備期間はどのようにお考えでしょうか。	それぞれ、開院準備が供用開始予定前に完了している必要があります。ここでは工事期間に含めてお示ししています。 具体的な期間については、事業者の提案に基づき、県と協議の上で確定するものと考えます。 なお、今回公表しています「整備工程表」において、リハーサル等の想定期間をお示ししていますので、ご参照ください。
030	005	第1	1	(13)	—	—	—	工事種別が新設となっている施設については、県への所有権移転以降、県にて同施設に係る火災保険を付保されるという理解でよろしいでしょうか。また、工事種別が改修となっている施設については、既に県にて同施設に係る火災保険を付保されているという理解でよろしいでしょうか。	新設及び改修する施設ともに、県の共済にて対応することを考えています。 (関連質問No.006参照)
031	005	第1	1	(13)	—	—	想定される整備等の工程	前面道路工事(事業範囲外)の工事期間が4ヶ月とありますが、この期間は固定と考えればよろしいでしょうか。それとも、本工事工程との調整の中で変更していただくことは可能でしょうか。	道路管理者による工事発注手続の関係もあり、原則、固定とお考えください。
032	005	第1	2	(2)	③、④	—	—	③ 事業者に移転されるリスクの評価とはVFMの算出をしますのでしょうか。若しくはVFMの算出は④ ①～③までに掲げる事項の総合評価に含まれており、③のリスク評価は他の何かを想定されているのでしょうか。	VFMの算出は定量的な評価のため、お示しするとおり「①コスト算出による定量的評価」にて行います。 ③は①とは別に記載しているとおり、定量的評価以外によるリスクの評価を行うことを意味します。
033	007	第2	2	(1)	③	—	—	その他の協力企業が実施する業務内容は、p3(8)事業内容に記載されている業務の内、③調達関連業務、④運営業務、⑤利便施設運営業務のみと考えて宜しいですか。	ご理解のとおりです。

No	ページ	章	項	項目 ( )	番号○	項目 (カタカナ)	その他	質 問	回 答
034	007	第2	2	(1)	③	—	—	「その他の協力企業」は「応募者等」に含まれないと理解して宜しいですか。その場合、「その他の協力企業」は、複数の「応募者等」に参加することが可能であると理解してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
035	007	第2	2	(1)	—	—	—	応募者の資格として、SPCへの出資が代表企業/マネジメントサポート企業及び設計施工協力企業に限定されておりますが、それ以外の協力企業を出資企業から外される県殿のご主旨をご教示賜りたく存じます。	マネジメントを行う側と受ける側との間の利益相反の発生を懸念しています。 平成18年7月21日公表の「実施方針に関する質問回答 質問No.117」等をご参照ください。
036	007	第2	2	(1)	—	—	—	SPCの資本金については条件を設けることを想定しておりますでしょうか。	資本金の金額について特段条件を設けることは想定していませんが、病院が24時間365日稼働し続ける必要があることを十分に踏まえ、本事業が長期にわたり安定的に運営されるよう、必要な資本金をご提案願います。
037	007	第2	2	(1)	—	—	—	SPCの資本金に関する条件は、事業者の提案によるものとしていただきたいと思いますと考えておりますが、例えば5億円以上、設立後半年にかかる経費をまかなえる程度、などといった条件を設定するお考えでしょうか？また、仮に資本金を5億円以上と設定されている場合には、会社法上の大会社となりますが、会社法等に基づき発生する諸費用は予定価格算出にあたって考慮されているのでしょうか？	(質問No.036参照)
038	007	第2	2	(1)	①	—	—	代表企業の出資に関し、代表企業が過半以上出資を行う等、何らかの制限は想定されているのでしょうか。	代表企業が事業期間にわたり責任をもって確実に統括マネジメント業務を主導的に行うことができるよう、出資に関して必要な条件を設ける予定です。
039	007	第2	2	(1)	①	—	—	SPCに出資を行う設計・施工協力企業が、統括マネジメント業務を確実に履行するために必要なSPCの人材の一部を向向させることは可能であるという理解でよろしいでしょうか。	常駐を求めるマネジメント責任者及び病院経営支援責任者については、SPCに籍を置く者が担うことを求めますが、その他の統括マネジメント業務に従事する者の取扱いについては、現在再整理を行っており、詳細は、入札公告までにお示しします。 (関連質問 統括マネジメント業務 質問No.004参照)
040	007	第2	2	(1)	②	—	—	代表企業は、個別業務を行えるのに対し、MS企業はMS業務以外の業務は出来ないと記載されておりますが、MS企業の子会社を協力会社として起用することは可能でしょうか。仮にMS企業が出資を行うとしても、代表企業の出資額よりも小さい為、実質的なSPCの経営権は代表企業が握っており、利害相反の問題が発生する蓋然性は低いと考えます。また、SPCとしても利害相反が生じないように十分に配慮する所存です。	MS企業の子会社を協力企業として起用することは、原則としてできません。 なお、ここでいう「原則」から外れる場合は、ご質問にある利害相反が生じないための合理的な方策等が明確に示されていると県が認める場合を考えていますが、ご質問にある「MS企業がSPCの最大出資者とはならないから」のみでは、当該方策等として十分とは考えていません。 平成18年7月21日公表の「実施方針に関する質問回答 質問No.157及びNo.159」もあわせてご参照ください。
041	007	第2	2	(1)	②	—	—	「マネジメントサポート業務」という形で提供される機能について具体的にご教示賜りたく存じます。	SPCが統括マネジメント業務を行うために必要な機能のうち、SPCのみで提供し得ない機能です。 詳細は事業者の提案によるものとします。
042	007	第2	1	(3)	①	—	—	一般競争入札参加資格確認段階においては、書面による確認以外には、ヒアリング等は行われたいとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりを考えています。 最終確定した内容は入札公告にお示しします。
043	007	第2	1	(3)	①	—	—	一般競争入札参加資格確認(応募者等の参加資格確認)は、応募者等が2(3)に規定されている参加資格要件をみたしているかどうかの書類審査のみで行われるとの理解で宜しいでしょうか？	(質問No.042参照)
044	007	第2	1	(3)	②	—	総合評価	提案の審査におけるヒアリングは、実施詳細について事前説明はあるでしょうか。	実施の事前にヒアリングについての説明を行います。

No	ページ	章	項	項目 ( )	番号○	項目 (カタカナ)	その他	質 問	回 答
045	009	第2	2	(3)	②	ア	—	代表企業は、統括マネジメント業務を主導的に 行うほか、他の個別業務を実施することができ るとありますが、他の個別業務とはどのことを指 すのでしょうか。	第1.1(8)②～⑤に示す個別業務となります。 平成18年7月21日公表の「実施方針に関する質 問回答 質問No.156」も併せてご参照ください。
046	009	第2	2	(3)	②	ア	—	代表企業は「SPCに出資を行う必要がある」とあ りますが、出資比率は前回の実施方針に関する 質問回答No116の通り過半が求められるので しょうか？	(質問No.038参照)
047	009	第2	2	(3)	②	イ	—	マネジメント・サポート業務以外の業務を行うこと は、原則としてできないとありますが、7Pにおい ては、事業者が統括マネジメント業務を行うにあ たって当該事業者のみで提供し得ない機能を提供 する企業とあります。このことよりマネジメント・ サポート企業の業務範囲としては、統括マネジメ ント業務範囲の一部を担うことと理解しますが、 統括マネジメント業務範囲の何割まで担えるか の割合制限はございますか。	ご指摘の「割合」の定義が不明確ですが、大ま かに業務種別及び業務量の程度と捉えた場合、 特にご指摘の割合制限を行うことは考えていま せん。 マネジメント・サポート企業を設ける場合、ご指 摘の割合に関わらず、SPC及びマネジメント・サ ポート企業が協働して、事業期間にわたり効果 的な統括マネジメント業務を履行していただくこ とを求めます。 ただし、マネジメント・サポート企業に関する事業 期間にわたる倒産リスク等は非常に懸念される ところであり、適切なリスクヘッジが行われる必 要があると考えます。また、マネジメント・サポ ート企業の担う割合が大きいほど、その必要性は きわめて高くなると考えますので、ご留意願いま す。
048	009	第2	2	(3)	②	ウ	(ア)	設計業務を担う者の参加資格として、「一般病床 500床以上の病院建築」とありますが、精神病 床、感染症病床、ICUを除いた病床数が500床 であれば、実績を満たすという理解で宜しいで しょうか。	500床以上の中に、療養病床、精神病床が一部 含まれることは構いません。ただし、療養のみ、 精神のみの場合は当該要件を満たしません。 なお、お尋ねのICUは一般病床に含むものとし てお考え下さい。
049	010	第2	2	(4)	—	—	—	応募者構成企業の変更については、特別の事情 が許す限りにおいて県はこれを許容されると の事ですが、具体的にどのような事態を想定さ れての事かをご教示賜りたく存じます。	平成18年7月21日公表の「実施方針に関する質 問回答 質問No.175」にて回答したとおり、現時 点では想定できない、特別な事情を考慮したも のであり、具体的にお示しすることはできません。
050	011	第2	2	(7)	—	—	—	参加資格要件の充足の為に協力企業等を補充 した場合には、県殿の確認を得る必要があると の記載がありますが、この「確認」は留保される 事ないとの認識で宜しいでしょうか？後からも登 場するのですが、この種の「確認」は否認を伴う 「承認」とは異なる意味であり単なる形式的なブ ロセスであるとの認識で宜しいでしょうか？	ここでいう「確認」は、事業者選定過程において 行われる「参加資格確認」と同様の意味であり、 参加資格要件を満たすことを証明するための必要 な書類等を提出していただき、その内容に問 題がないことを確認するというプロセスとなりま す。
051	011	第2	2	(7)	—	—	—	協力企業等を補充した場合、当該法人は参加資 格要件を満足するか否かとありますが、協力企 業に対する参加資格要件とはどのようなもので しょうか。補充に限らず、SPCから協力企業へ 発注する際、協力企業に関し、何らかの参加資 格要件(発注制限)は想定されているのでしょ うか。	ここでいう「協力企業等」とは、参加資格要件を 課せられている、設計・施工協力企業及び事業 者が任意に設けるマネジメント・サポート企業を 指します。 その上で、補充する「協力企業等」に対して参加 資格要件の確認が行われます。 なお、現時点では、これら以外の協力企業に対 する参加資格要件は、特に想定しておりませ ん。
052	011	第2	3	(1)	—	—	—	委員の氏名は「入札説明書等で公表する」とあり ますが、今般の実施方針(修正版)公表と同時に 公表された委員の変更は今後あり得ますでし ょうか。	県職員である委員については、異動により、変 更になる可能性があります。学識経験者等委員 については、やむを得ない事情がない限り、変 更する予定はありません。
053	012	第2	6	(1)	—	—	—	入札公告後の入札説明書、及び要求水準書、 現場説明会に関する質疑の機会は平成19年4 月～9月とありますが、その間何回程度を予定さ れておりますでしょうか。	県と事業者間において、本事業の内容に関する 理解の明確化等を実現できるよう、期間制約を 勘案した上で、可能な限り必要な回数が行なえ るよう、現在検討中です。

No	ページ	章	項	項目 ( )	番号○	項目 (カタカナ)	その他	質 問	回 答
054	012	第2	6	(1)	—	—	—	「参加資格確認書類の受付及び確認結果の通知」が平成19年9月～10月、「提案書類の提出期限(入札)」が平成19年10月～20年1月とされており、実際に参加資格確認結果の通知から提案書の提出期限(入札)までの期間はどのくらいで考えられておりますでしょうか。	入札公告後、参加資格確認までに十分な対話の期間を設けることとしており、応募予定者にはこの間に提案書作成を概成していただくことを期待しておりますので、ご指摘の期間は、あまり長くないことを想定しております。
055	012	第2	6	(1)	—	—	—	入札公告の際に県側から提示される資料の中に、現病院の図面は含まれているのでしょうか。現病院での運用を確認し、新病院での提案内容に反映するために必要となるのですが、ご提示いただけますでしょうか。	(質問No.011参照)
056	012	第2	6	(1)	—	—	—	スケジュール表の中に現場説明会の開催とありますが、現病院におき運営状況を確認する場として、病院見学会等は開催していただけるのでしょうか。	現場説明会がご指摘の病院見学会に相当するものとして、実施を考えています。内容についても、可能な限り、運営状況について応募予定者が視察及び見学できるよう検討します。
057	012	第2	6	(1)	—	—	—	平成19年4月～9月に「現場説明会の開催」との記載がありますが、既存病院における特に「運営」部分について、現況を視察及び見学する機会は設けていただけますでしょうか。	(質問No.056参照)
058	012	第2	6	(1)	—	—	—	入札時期が平成19年10月から平成20年1月となっておりますが、一部スケジュールが不確定となっておりますが、入札公告までに詳細スケジュールは公表して頂けるという理解でよろしいでしょうか。	入札公告までに詳細スケジュールを公表する点は、ご理解のとおりです。 (関連質問No.021参照)
059	012	第2	6	(1)	—	—	—	現地説明会では、4月～9月にかけて、愛媛県様と事業者間で意見交換の場を設けると言及されましたが、これは個別会社毎に行うということでしょうか。入札参加確認前に、こうした意見交換を行うのであれば、それに際して、有すべき資格等はあるのでしょうか。	ご指摘の意見交換の進め方については、入札公告において示します。 なお、現時点では、官民双方の負担を考慮した上で、提案書類の提出期限までに極力十分な期間を取れる段階で、効果的な意見交換を実現できるよう検討しています。
060	012	第2	6	(1)	—	—	—	平成19年4～9月に予定される「入札説明書等に関する説明会及び質問の受付、回答の公表」は、これまでの実施方針等の公表に際し行われた説明会及び質問の受付、回答の公表と同様の形式で行われるものと考えてよろしいでしょうか。	基本的に同様の形式を考えています。
061	012	第2	6	(1)	—	—	—	平成19年4月～9月に「現場説明会の開催」とありますが、現在稼働している病院における特に「運営」部分について、現場業務の実態を視察したり、医療従事者へヒアリングをする機会は設けていただけますでしょうか。	(質問No.056参照)
062	012	第2	6	(1)	—	—	—	平成19年4月～9月に「現場説明会の開催」とございますが、現病院を見学する機会は設けていただけますでしょうか。	(質問No.056参照)
063	012	第2	6	(1)	—	—	—	「現場説明会の開催」とありますが、病院経営のパートナーとしての機能を検討するにあたり、貴病院の経営スタンスをよりよく理解するために、5月にご公表いただいた「建替えの基本的な考え方」やその他病院経営データに基づき、貴病院の経営状況・理念および将来展望に関してご説明いただく機会を設けていただけませんか？	ご指摘を踏まえ、検討いたします。
064	012	第2	6	(1)	—	—	—	事業契約書案・提案書類の様式集案・落札者決定基準案・サービス対価に関する支払方法の詳細については、入札公告前に公表していただけるのでしょうか？	事業契約書(案)については、入札公告前に公表する予定であり、サービス対価の支払方法についても当該契約書(案)に可能な限り盛り込む予定です。 他の書類についても、できる限り、入札公告前に公表できるよう努力いたします。

No	ページ	章	項	項目 ( )	番号○	項目 (カタカナ)	その他	質 問	回 答
065	012	第2	6	(1)	—	—	—	平成19年4月～5月の入札公告には、計算上必要な医療機器、物品の明細は公表されるのか？	ご指摘の明細相当は、入札公告以降に公表することを予定しています。
066	012	第2	6	(1)	—	—	—	現場説明会の開催について、運営面も含め見学可能でしょうか？	(質問No.056参照)
067	012	第2	6	(2)	①	—	—	今後の提案の参考とさせていただくため、実施方針(修正版)及び要求水準書(案)に関する説明会で、梶原副院長先生からご説明があった際のパワーポイントの資料を公表していただきたいのですが、いかがでしょうか？	できるだけ早く公表いたします。
068	013	第2	6	(2)	②	—	—	今後も実施方針および要求水準書(案)に対する質疑回答を設定いただけるでしょうか。	検討いたします。
069	013	第3	1	—	—	—	—	事業者が提供するサービスの水準につき、「原則として…市場との対話のために」との記載がありますが、ここであえて「応募者等」とされずに「市場」とされた県殿のご主旨をご教示賜りたく存じます。	応募者等とした場合、その他の協力企業を含まない表現となるためです。
070	014	第3	1	—	—	—	—	事業期間中のモニタリングにより支払額の減額を行われる場合、対象となるサービス対価の減額に限定され、施設整備費(割賦払)には及ばないとの理解で宜しいでしょうか。	現在検討中です。
071	014	第3	1	—	—	—	—	事業期間中のモニタリングにより支払額の減額を行われる場合、事業者負担の部門システムなどの初期投資分を除いた費用のみが減額対象となるという理解でよろしいでしょうか。	(質問No.070参照)
072	014	第3	2	(2)	—	—	—	リスク分担に関連し、事業契約書に係る県と事業者間の交渉の余地はあるのでしょうか。実施方針等で想定されていないリスクの有無を双方で再検証することは認めて頂けるでしょうか。	ご指摘の実施方針等で想定されていないリスクの有無に関する再検証は、事業契約書に係る内容の明確化及び詳細化として、必要に応じて実施することを想定しています。
073	014	第3	2	(3)	—	—	—	日影影響リスクについては、H18.7.21回答どおり県の負担と考えてよろしいでしょうか。	平成18年7月21日公表の「実施方針に関する質問回答 質問No.205」にて回答したとおり、当該リスクは県の負担と考えていますが、事業者においても日影影響を考慮した提案を期待します。
074	014	第3	2	(3)	—	—	—	近隣施設への日影影響リスクに関し、現在県として把握されている条件で建築基準法および関連法規を超える条件がありましたら、開示いただけないでしょうか。	ご指摘の条件は特段ありません。
075	014	第3	3	(1)	—	—	—	県は事業者に対する支払額の減額又は是正勧告を行い、是正策の提出及び実施を求めることができる、とありますが、まず是正勧告を行い、是正できない場合に支払額の減額を行なう、という流れが一般的ではありませんか？	一般的にはご指摘のとおりです。当該箇所の記載順序は実際の実施手順とは異なるものと考えていますので、ご留意願います。詳細は、後日公表予定の事業契約書(案)等をご参照ください。
076	014	第3	3	(2)	—	—	事業期間満了時の措置	事業期間満了時に県が求める性能要件を具体的に現段階でお示しいただけるでしょうか。陳腐化に伴うものも考慮する等の配慮はいただけるでしょうか。	具体的には入札公告においてお示しします。なお、経年劣化に伴う陳腐化等の扱いについては、性能要件の規定内容において考慮する予定です。
077	014	第3	4	—	—	—	—	「固定費であって、初期投資に要する費用のうち地方債を財源とする施設・設備整備費については、その一定割合が施設・設備整備の進捗に応じて支払われ、…」とありますが、本件での地方債の起債予定額はいくらですか。	起債額は、質問No.020に対する回答に記載のとおり、施設・設備整備費から割賦支払とすることを想定している30億円程度を控除した残りの額を想定しています。なお、サービス対価の支払方法の詳細については、入札公告までにお示しします。
078	014	第3	4	—	—	—	—	施設整備に関する事項が記載されておりますが、事業者が調達する医療機器の初期調達に於けるサービス対価のお支払いについては、整備後(設置後)都度一括でお支払い頂けるという解釈でよろしいでしょうか。	(質問No.077参照)

No	ページ	章	項	項目 ( )	番号○	項目 (カタカナ)	その他	質 問	回 答
079	014	第3	4	—	—	—	—	サービス対価の支払について初期投資の幾許かを地方債で充当されるとの事ですが、どの程度の割合を見積られておられるかにつき、ご教示賜りたく存じます。	(質問No.077参照)
080	014	第3	4	—	—	—	—	「施設・整備費については、その一定割合が施設・整備の進捗に応じて支払われ…」との記載がありますが、これは建設期間中には施設・設備整備費の一定割合のみが支払われ、開業費等を含めた初期投資費用の一定割合が支払われるのではないとの理解で宜しいでしょうか。また、一定割合とは施設・設備費に対する起債割合と一致すると考えて宜しいでしょうか。	(質問No.077参照)
081	014	第3	4	—	—	—	—	施設・設備整備費の進捗に応じる支払方法について詳細をご教示下さい。	(質問No.077参照)
082	014	第3	4	—	—	—	—	施設維持管理の施設メンテナンス業務では、経常修繕と計画修繕がありますが、計画修繕については費用が発生する年度にそのサービス対価として支払われると解釈しておりますがよろしいでしょうか。	基本的にご理解のとおりです。詳細は、入札公告までにお示しします。
083	015	第3	4	—	—	—	—	地方債を財源とする一定割合の施設・整備費とは具体的にどの程度の割合を想定しているのでしょうか。また、その割合によっては、その残額に対して、金融機関からの融資を利用せず、SPCの自己資金で賄うことも検討したいのですが、可能でしょうか。	(質問No.077参照) なお、残額に関する資金調達方法については、金融機関からの融資を利用していただくことがPFIの性質上不可欠と考えており、当該融資を全く利用しないスキームは現時点では想定しておりません。 また平成18年7月21日公表の「実施方針に関する質問回答 質問No.208」に示すとおり、県は本事業における金融機関によるモニタリングは事業安定性等の確保に極めて重要と考えています。
084	015	第3	4	—	—	—	—	運営業務のサービス対価支払いについて「～維持管理・運営期間にわたって分割して支払われる。」とありますが、年1回払いでしょうか、又は年複数回払いでしょうか。1年間立替えとなると事業者の負担は膨大です。年1回払いを予定されているのであれば、年複数回払いをご検討下さい。	サービス対価の支払方法の詳細については、入札公告までにお示しします。 なお、事業者の負担等も考慮し、年1回払いは想定していません。
085	015	第3	4	—	—	—	サービス対価の支払い	初期投資に要する費用のうち、支払いが維持管理・運営期間に分割して支払われるのは何割程度お考えでしょうか。	(質問No.077参照)
086	016	第6	1	(3)	—	—	—	事業者帰責による契約解除後であっても、事業者に対価が支払われる限りにおいては契約を履行する必要があるとのことでしょうか？	実施方針(修正版)に示すとおりですが、詳細は後日公表予定の事業契約書(案)をご参照ください。
087	016	第6	1	(3)	—	—	—	当該事業者を引き継がれるまで当該業務の全部又は一部が中断又は停滞しないような実施体制を構築し維持する、とありますが、その間に更なる不履行が生じた場合にはどのような措置になりますか。	詳細は、事業契約書(案)において規定します。
088	017	第7	3	—	—	—	—	「事業実施に必要な許認可等」について、現段階で想定されているものを教示下さい。	入札公告までに想定されるものをお示ししたいと考えていますが、事業者においても本事業を実施するに当たり必要となる許認可事項を調査のうえ実施してください。
089	017	第8	1	—	—	—	—	平成19年2月の愛媛県議会にて債務負担行為を定めるとの事ですが、その際に債務負担金額も決定するとの認識で宜しいのでしょうか？	平成19年2月に債務負担行為を定める予定でしたが、事情により、平成19年6月以降になりました。これに伴って、事業スケジュールも変更になる見込みです。なお、定める内容は、債務負担をする期間と限度額です。

No	ページ	章	項	項目 ( )	番号○	項目 (カタカナ)	その他	質 問	回 答
090	020	別紙2	⑤	イ	(イ)	—	—	新病院の方向性として、公営企業としての病院の経済性の発揮を予定されておりますが、公立病院の経済性は如何にあるべきと県殿はお考えであられるかご教示賜れば幸甚でございます。	地域医療の中核となっている県立病院の経営悪化は、その地域の医療水準の低下を招き、結果として、地域住民の損失につながりますので、良質な医療を提供するためには、経営の安定は必要不可欠なものであると考えます。 愛媛県では、第2次財政健全化計画(平成16年度から5か年計画)を策定し、企業としての「経済性」と県立病院としての「公共性」の両立を基本原則として、中長期的な展望をもって、健全な病院経営に努めているところです。
091	020	別紙2	⑤	イ	(ア) (イ)	—	—	県下の基幹病院として、他の公的病院等との機能分担と連携のもとに、高度医療や三次救急、高度特殊医療、先駆的医療などを行うとありますが、具体的にどのような医療機能を、どのような病院と機能分担、連携し行う方向なのかご教示下さい。	当院の救命救急センターは、県内に3箇所ある三次救急医療施設の一つですが、最重症患者については当院に搬送されており、特に、重症小児については、県下全域から搬送される体制になっています。 また、周産期医療についても、当院が総合周産期母子医療センターに指定され、4つの地域周産期母子医療センターとの間で、県の周産期医療体制が構築されています。重症新生児のほとんどが当院に搬送されており、例として、年間に人工呼吸を要する新生児約140人のうち約80%が当院で治療されています。 そのほか、PET-CTやガンマナイフなどの最新の治療・検査機器を導入しており、他の医療機関からの利用を積極的に受け入れているところです。
092	022	別紙3	建替え 手順の イメージ	—	—	—	ステップ8	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、既存図面でわかる範囲について、地下部分は全撤去することと明示していただきたい。	本院地下の躯体部分については、解体撤去せずにそのまま埋戻し、地上は平面駐車場とすることを想定しています。
093	023	別紙4	リスク分 担表	—	—	—	—	リスク分担保全般への質問となりますが原因帰責者が官民以外に求められる場合のリスク負担者が記載されている箇所もあれば、そうでない箇所もあります。原因帰責責任者が官民以外となる場合が想定されるリスクは他にもあるかと思いますが如何お考えでございませうか？	必要なリスク項目について、「県の責」「事業者の責」「それ以外の事由」等の表現で、基本的に各事由におけるリスク負担者は明記していると考えています。 ただし、同様のリスク分担の考え方に対して異なる表現を用いているところがありますので、考え方を整理の上、最終的には事業契約書(案)でお示します。
094	023	別紙4	リスク分 担表	—	—	—	No.10	上記以外の法令の変更、新設に伴うリスク、というのは具体的にはどういうものがあるのでしょうか。本事業に直接関係する法令以外でも、本事業に大きな影響を与える法令変更、新設は充分にあるのではないかと考えます。または、本事業に大きな影響を与える法令は、本事業に直接関係する法令と考えてよろしいでしょうか？	ご指摘の「大きな影響」の定義及び判断が難しいところですが、当該法令変更により、事業者において過度な追加費用の負担が生じ、明らかに事業の継続性に支障をきたすと認める場合については、「本事業に直接関係する法令の変更、新設」か否かについて、協議を行う必要があると考えています。
095	023	別紙4	リスク分 担表	—	—	—	No.25	当該内容に於ける県側「○＝主分担」及び事業者側の「△＝従分担」とは、どのようなリスク配分をイメージしておられるのでしょうか。	リスク分担保の注釈「※5」に記載するとおりを考えています。 詳細は、後日公表予定の事業契約書(案)において規定します。
096	023	別紙4	リスク分 担表	—	—	—	No.24/25	物価変動リスクについては開院の前後を問わず事業者への負担が残されていますが、変動リスクを吸収するシミュレーションにて事業者負担の回避が可能かと存じますが如何でしょうか？	事業者が全く物価変動リスクを負わない形とすることは考えていません。
097	023	別紙4	リスク分 担表	—	—	—	No.24/25	物価変動リスクに関するサービソ対価見直しの基準としてはどの程度を想定されているのでしょうか。	詳細は、後日公表予定の事業契約書(案)において規定します。
098	023	別紙4	リスク分 担表	—	—	—	No.24/25	別表4 ※5:「物価変動については変動の一定幅を基準に～事業者を従分担とする。」とありますが、ここでの一定幅とはどの程度をお考えかお示し下さい。	一定幅については、事業者に過度にリスクを負担させない範囲で、現在検討中です。 詳細は、後日公表予定の事業契約書(案)において規定します。

No	ページ	章	項	項目 ( )	番号○	項目 (カタカナ)	その他	質 問	回 答
099	023	別紙4	リスク分 担表	—	—	—	No.26/27 /28	金利変動リスクについて、適用される基準金利の形式(TSR?LIBOR?等)につきご教示賜りたく存じます。	現時点では、基準金利としてLIBORを適用することを考えています。
100	023	別紙4	リスク分 担表	—	—	—	No.28	金利の決定時期はいつでしょうか。また、金利見直しは何年毎に行う予定でしょうか。	詳細は、後日公表予定の事業契約書(案)において規定します。
101	025	別紙4	リスク分 担表	—	—	—	No.58	施設劣化リスクで「上記以外の事由による施設の劣化に関するリスク」とありますが、経年劣化は県・事業者どちらのリスク負担となるのでしょうか。	明らかに経年劣化によるものは、No.59「上記以外の事由による施設の劣化に関するリスク」に含まれるものと考えます。
102	025	別紙4	リスク分 担表	—	—	—	No.64	サービス対価の支払が単価契約であることとの関連で、需要変動リスクが一部事業者負担となっておりますが、患者数の増減をコントロール出来ない事業者の一部であっても変動リスクを負担させる事は困難と考えますが如何お考えになられますでしょうか？	事業者においても、一部の変動リスクの負担は可能と考えています。 なお、ここでいう需要変動リスクとは、患者数等の変動に伴い生じる、患者さんから収受する収入の変動が、自らの収入の変動に影響することを意味します。その上で、県から事業者へのサービス対価の支払を「単価契約」とした場合は、事業者の収入が患者数等の変動に影響を受けるため、その点を考慮し、事業者側の従分担保としてしています。
103	025	別紙4	リスク分 担表	—	—	—	No.74	医療機器の陳腐化の基準とは何か？	陳腐化リスクについては陳腐化を判断する際の判断基準・陳腐化と判断される場合の対応方法を現在整理しております。なお、後日公表予定の調達関連業務の要求水準書(案)にて「基本的な原理原則」を詳細にお示し致します。
104	025	別紙4	リスク分 担表	—	—	—	No.74	「事業者が提案時に想定した医療機器の技術水準が、据付時点の技術水準と比較して陳腐化が認められる場合の対応に伴うリスク」が事業者側となっております。「陳腐化が認められる」の定義はございますでしょうか。又、認められた場合のリスクとは具体的にどのようなことでしょうか。	(質問No.103参照)
105	025	別紙4	リスク分 担表	—	—	—	No.74	前回の実施方針に関する質問回答No53では陳腐化リスクに対応できる仕組みを検討していた旨ご回答がありましたが、引き続きご検討いただいていると考えてよろしいでしょうか？6年近くに渡る期間の陳腐化リスクはコントロール不可能であり、本リスク分担保は県としていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか？	(質問No.103参照)
106	025	別紙4	リスク分 担表	—	—	—	※3	県の指示によるものであれば、事業者が行う業務に起因するものでも、県がリスクを負担するという理解でよろしいでしょうか。	県の指示に基づき業務を実施すること自体に起因するものであり、その実施方法等に関して事業者が創意工夫を尽くしても回避することが非常に困難な場合について、県が当該リスクを負担するという趣旨です。
107	025	別紙4	リスク分 担表	—	—	—	※4	「不可抗力に起因する増加費用の負担について、被害抑制インセンティブの付与も考慮し、その一定割合は事業者が負うものとして、事業者を従負担とする。」とありますが、被害抑制インセンティブとはどのようなものですか。	事業者も従負担することで、事業者においても、不可抗力に起因する増加費用等の最小化を図るインセンティブが働くこと等を考えています。
108	026	別紙4	リスク分 担表	—	—	—	※5	「変動の一定幅を基準にサービス対価の見直しを行う」とは、具体的にどのようなスキームで見直しを行われるのでしょうか。	(質問No.098参照)
109	026	別紙4	リスク分 担表	—	—	—	※7	「サービス対価の支払いを単価契約とした場合、事業者側でも需要変動リスクを従負担しているという解釈に基づくもの」とありますが、サービス対価の支払いを単価契約としない場合は、需要変動リスクは公共側の負担となると理解して宜しいですか。	需要変動によってサービス対価の支払額が変わらないため、需要変動リスクは公共側の負担となると考えています。  患者数等の変動があった場合、病院として、患者さんからの収入は変動しますが、事業者に支払う(事業者の収入となる)サービス対価の支払額は一定となるため、需要変動リスクは公共側のみの負担と考えています。 (関連質問No.102参照)
110	026	別紙4	リスク分 担表	—	—	—	※7	「サービス対価の支払いを単価契約とした場合」とは、具体的にどのようなケースを想定されておられるのでしょうか。	調達関連業務、一部の運営業務(食事の提供業務、洗濯業務等)に伴うサービス対価の支払い等を想定しています。

No	ページ	章	項	項目 ( )	番号○	項目 (カタカナ)	その他	質 問	回 答
111	027	別紙5	整備対象施設の概要	(1)	④	—	—	病床利用率90～95%とありますが、各診療科、各ベッド種別(ICU・CCU、一般病床等)等で想定されている病床利用率をご提示いただけますでしょうか。	現時点では、診療科毎、ベッド種別毎の病床利用率を算出しておりませんのでお示しすることができません。
112	027	別紙5	整備対象施設の概要	—	—	—	—	平均在院日数14日、病床利用率90～95%、外来想定患者数1,700名/日と記載ありますが、これは事業者に求められる要求水準なのでしょうか？要求水準でなければ明文化する必要はないと考えます。逆に明文化されると暗に事業者への期待と受け取ってしまいますが、如何お考えでしょうか？	平均在院日数、病床利用率及び外来想定患者数については、県の病院運営上の目標であり、事業者に求める要求水準ではありません。なお、これらを明文化しているのは、これらの数値が病院の機能や規模を表す上で重要な指標であるからであり、これらを示すことにより、事業者の提案書作成に資することができるかと考えてのことです。
113	027	別紙5	整備対象施設の概要	(1)	—	—	—	「結核病床については、愛媛県地域保健医療計画の基準病床の見直しに伴い変更の可能性がある」とありますが、計画予定病床20床に対して、どのように変更の可能性があるか具体的な病床数にてご指示下さい。	現時点では、結核病床は設置を止め、主に感染症患者を対象とした一般病床(医療法で言うところの一般病床)として運用することを検討しています。
114	027	別紙5	整備対象施設の概要	(1)	—	—	—	外来想定患者数が1,700名とあります。実施方針説明会では外来収益UPを目標とされている旨お聞きいただきましたが、外来収益UPのための方策を何かお考えでしたらご教示ください。	外来における術前検査の確実な実施や、予約制の徹底、午後診療の充実及び検査等の待ち時間の短縮化等による患者サービスの一層の向上に取り組み、収益確保を図りたいと考えています。
115	027	別紙5	整備対象施設の概要	(1)	—	—	—	総合診療部の中に設けられる東洋医学診療科(漢方外来)で行われる診療及び鍼灸治療は、保険診療との理解で宜しいでしょうか？	診察料、漢方薬及び検査料は保険適用となりますが、初診時の初検料・初診料と鍼灸については保険は適用になりません。
116	027	別紙5	整備対象施設の概要	(2)	—	—	—	「ユニット化」について、具体的な運用及びそれを実現するために想定される諸室をご教示ください。	後日公表予定の参考図をご参照ください。
117	028	別紙5	整備対象施設の概要	(2)	④	—	—	災害時における施設的な患者受入れの想定数をご教示下さい。	1人当たり最低3㎡が必要とした場合、外来待合ホール、リハビリテーション、講堂及び病棟各階のデイルームに、650～700人程度を受け入れることを想定しています。
118	029	別紙5	整備対象施設の概要	(2)	④	—	—	屋上ヘリポートの想定される使用頻度及び運行時間についてご教示下さい。	今後の救急医療体制の整備状況により変動が考えられますが、現在のところ、月1～2回程度を想定しています。
119	029	別紙5	整備対象施設の概要	(2)	—	—	—	各ユニットにおける外来患者数の想定をお示ください。	参考として、各ユニットにおける外来患者数の平成16年度実績を以下に示します。 ・心臓ユニット : 140人程度 ・消化器ユニット: 190人程度 ・脳神経ユニット: 70人程度 ・腎臓ユニット : 170人程度 ・呼吸器ユニット: 70人程度 ・糖尿病ユニット: 300人程度
120	029	別紙5	整備対象施設の概要	(3)	—	—	—	待ち時間の短縮化を図るとともに、患者が待ち時間の分るシステムを導入するとありますが、患者案内表示盤等を事業者側で導入するということでしょうか。尚、その場合、電子カルテシステム、医事会計システム等との接続が必要と思いますが、これらのシステムとの接続仕様はご提示いただけるのでしょうか。	当該システムの導入については医療情報システムと併せて本事業とは別に、別途、県が整備します。当該記載はあくまで病院全体の方針を記載しているという位置づけです。ただし、システム設計は施設設計、運営設計と一体的に検討すべき事項ですので、どのようなシステム、待受け空間を構築するかについては事業者側にご提案を求めたいと考えております。
121	029	別紙5	整備対象施設の概要	(3)	—	—	—	「可能な限りユニバーサルデザインを採用し、」とありますが、ハートビル法は利用円滑化誘導基準を満たし、計画の認定を受けることとしますか。	1号館及び医師公舎はともに床面積が2,000㎡を超え特別特定建築物となるため、バリアフリー新法の建築物移動等円滑化基準に適合する必要があります。
122	029	別紙5	整備対象施設の概要	(4)	—	—	—	「将来のダウンサイジングを考慮した施設計画」については、H18.7.21回答ではダウンサイジングの可能性は低いと回答されています。提案ではダウンサイジングに関する提案は不要と考えてよろしいでしょうか。	平成18年7月21日公表の「実施方針に関する質問回答 質問No004」に示すとおり、PFI事業期間中にダウンサイジングする可能性は低いと想定していますが、PFI事業期間終了後におけるダウンサイジングの可能性も考慮した優れたご提案を期待します。

No	ページ	章	項	項目 ( )	番号○	項目 (カタカナ)	その他	質 問	回 答
123	—	—	—	—	—	—	—	3号館、4号館の施設メンテナンス業務の費用算出のため既存の建物及び今回整備対象外の建物設備の仕様(設置年、メーカー名、能力、容量、型式等)について、今後早い時期に公開されると考えておりますがよろしいでしょうか。	現在、鋭意作業中であり、できるだけ早く公表できるよう、努めます。
124	—	—	—	—	—	—	—	平成18年5月26日付で公表された実施方針に対し平成18年7月21日付でご回答いただいた内容については、今次実施方針修正に係る内容を除いて引き続き有効である、との理解でよろしいでしょうか。	平成18年12月18日に公表した資料(要求水準書(案)等含む)及び今回の質問への回答の内容が優先され、これらと齟齬がない部分についてはご理解のとおりです。
125	—	—	—	—	—	—	—	平成18年7月21日付のご回答に対する質問の機会はお与えいただけるものと考えてよろしいでしょうか。	今回実施している質問回答をご指摘の機会に相当するものと考えています。
126	—	—	—	—	—	—	—	今回の質問へのご回答に対する質問の機会はお与えいただけるものと考えてよろしいでしょうか。	(質問No.068参照) また、民間事業者との意思疎通の場を設けることが重要と考えており、現場説明会のようなものを開催することも検討しています。
127	—	—	—	—	—	—	—	施設計画書上、必要となる測量図の開示を早急にお願いいたします。	入札公告までに、できるだけ早く公表いたします。
128	—	—	—	—	—	—	—	施設計画書上必要となる、現状建物図面(意匠、構造、設備)についても早急な開示をお願いいたします。(情報をもってらっしゃる元設計、施工業者様との情報差が有る状況になっております。)	入札公告までに、できるだけ早く公表いたします。